

平成28年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成28年12月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成28年12月7日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	理事(会計管理者)	今泉 俊裕
総務課長	満行 誠	都市整備課長	安河内 久人
地域振興課長	安河内 隆	まちづくり課長	櫻木 幹夫
上下水道課長	石井 浩二	健康福祉課長	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	税務課長	甲能 裕和
子ども教育課長	御手洗 文生	社会教育課長	川津 政文
総務課参事	平山 幸治	総務課課長補佐	諸石 豊
監査委員	百田 清二		

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

一般質問ですけど、商工会の婦人部の方がお見えになっておりますし、また、常連の傍聴者の方もおっております。議員は質疑をぴしっとしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 一般質問を行います。通告順に質問を認めます。8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） おはようございます。通告番号1番、議席番号8番、猪谷繁幸です。本町の環境対策について質問させていただきます。

本町の環境対策につきましては、担当課職員並びに課長なりが日々努力されていると思います。私も職員時代に少し経験させていただきましたので、大変僭越なんです。どのような対応をされているか、また今後の方針について教えていただきたいと思って質問させていただきます。

本町の企業数は1,000社ほどあり、それぞれの企業で環境基準が設定されると思います。

環境基準とは、環境基準法に基づいて大気汚染、水質汚濁、騒音などの、人の健康を守り生活環境を保全するために設けられた環境上の基準であります。

企業での環境基準については、維持することが望ましい基準であり、行政上の政策目標である維持するための最低限度としてではなく、より積極的にそれ以上望むものであります。大半の企業が環境基準をクリアするために大変な努力をされていると思いますが、職種によってはクリアするのが難しい業種も多々あると思います。業種によっては、町として45社ぐらゐの公害防止協定を結ばれておると思います。今の現状についてどうなのか、また、協定書どおり守られているのか。それからまた水質保全区域内に指定されている事業所があるのかないのか。また、あればその事業所に対する対応等についてどうされているのか、また将来的にどのように対応されていくかをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（三角 良人） 安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） おはようございます。それでは、1点目の環境対策の現状についてお答えいたします。

環境対策の現状につきましては、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法などの法律に基づき、福岡県が指定しました規制地区区分ごとの基準により、発生する騒音や振動、悪臭、水質汚濁などの事案に対しまして、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の協力を得ながら対応しているところでございます。

また、事業所と取り交わしております公害防止協定につきましては、須恵町開発指導要綱に基づき、開発協議の中で事業者の理解を得て取り交わしております。この協定は、一般的な内容での任意な紳士協定ですので、法的な強制力などはございませんが、発生事案に対する対応等、事業者の御協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。2点目の水源保護区域内にある企業への将来的対応につきましてお答えさせていただきます。

本町では、水道に係る水質の汚濁を防止し、正常な水質を確保するため、水源を保護し、住民の生命及び健康を守る目的で、平成2年12月の町議会におきまして、水道水源保護条例の成立に至った次第でございます。

これは、国、県の法律はもとより、本町における水源の汚濁の監視と規制を行う目的で、佐谷、若水林道以南、須恵川水系の水道取水口一帯の山林、54.3ヘクタールを水道水源保護地域として指定したもので、その後、112.1ヘクタールを拡大し、現在、166.4ヘクタールを指定区域にしております。

保護区域内の住民及び土地の所有者に対して、地形または形状変更内容に関し、水質汚濁防止法施行令に該当する場合は、指導及び土地収用法等を審議しております。

また、今回の御質問にありますような事例なんですけど、平成17年に水道水源保護条例第8条の規定による対象事業と判断される事業者が出てきましたので、協議書及び履行計画書等の提出により是正を促しましたが、たびたび問題が発生しまして、そのたびに県土整備事務所、保健福祉環境事務所及び地域振興課と連携し、立入検査を実施し、その都度改善するよう指導を行ったり撤去命令を行ってまいりました。

こういった事例から、現在は毎日取水状況の現場確認をするときに、河川に金属片や土砂の流出がないか等の点検を行っております。

須恵ダムや第二浄水場、中柱田貯水池等の水質検査は毎月1回、年12回行っております。そのほか深井戸、浅井戸や木霊橋、花園取水口等は年1回水質検査を行っておりますが、検査の結果、水道の原水として全く問題がないということでございます。

今後も県や保健福祉環境事務所及び地域振興課と連携し、時には立入検査を実施しながら水源の汚染防止を図り、安全で安心な水を安定的に供給できますよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（三角 良人） 猪谷議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） ありがとうございます。現状がちょっとわからなかったもので、

一応そういう内容で説明させていただきましたけども、今後とも水質汚濁等の悪臭、振動、こういう問題は簡単に片づく問題じゃないと思いますので、担当職員さんは本当大変だと思いますけども、今後ともしっかりした指導、また監督のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

.....

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子です。

今回、子どもの子育て支援等について、学童保育等について質問いたしますが、日ごろから執行部の皆様は、今回、夏休みの居場所づくりを提供していただきまして、非常に町民の皆様からは好評をいただいております。また、冬休みの居場所づくりも計画されているということで期待が高まっております。そして、今回も執行部、子育てに努力をしていただきまして本当にありがとうございます。

通告に従いまして2問の質問をいたします。

1問目は、学童保育の充実についてです。

政府は、共働き家庭などが利用しやすいように、学童保育の拡充と質の向上を図り、2019年度末までに学童保育で受け入れる子どもの人数を約30万人ふやしたいとしています。女性の社会進出とともに結婚、出産後も仕事を続ける女性がふえてきており、子どもを安心して預けられる環境の整備はますます重要になってきております。

厚生労働省は、放課後児童クラブ、学童保育の運営指針を策定して、国として具体的な内容を定め、各地方自治体に通知し、平成27年4月1日より運用を開始しております。

御存じのように、この子ども・子育て支援制度によって変わるのは、学童保育対策のポイントは2つあります。

1点目は、学童保育対象年齢が小学3年生から小学6年生までに引き上げられたことによりです。小学4年の壁と言われるように、学童保育受け入れの対象となるのは、小学3年生までというのが一般的でした。しかし、昨今では高学年の希望者が増加。そこで、子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正で対象児童を6年生までに拡大しました。

2点目は、学童保育の指導員に関する専門資格、放課後児童支援員が創設されたことです。これまでは学童保育の指導に資格は必要ありませんでしたが、質の向上のために新たに放課後児童支援員という専門資格が誕生することになりました。

2015年4月からは、学童保育に2人以上の放課後児童支援員を設置することが義務づけられています。放課後児童支援員になるためには、各都道府県で実施される2から3カ月以内の研修、時間数は講義及び演習を合わせて24時間程度を修了する必要があります。

この研修は誰でも受講できるわけではなく、保育士や社会福祉士、教員免許状などの有資格者や高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事しているといった条件を満たしていなければなりません。今後は、保育士同様、人材不足になる可能性が高くなります。

児童福祉法の改正に伴い、町が放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブを実施する責任が明確化され、その設備及び運営の基準について、国の定める基準を踏まえて町が条例を定めることとされ、平成26年12月に須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。職員の資格要件、開所日、開所時間や保護者との連絡、事故発生時の対応など、運営や施設、整備についていろいろな具体的な内容を定めております。

条例ができて2年が経過をいたしました。第14条に定められている事項の運営規程は、各小学校の学童保育所で定められていますか。

第5条4項に定められる事項の運営の内容について、みずから評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとありますが、評価、公表は行われておりますか。

第6条に定められる事項の非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。また、2項には、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならないとありますが、具体的な計画は立てられていますか。また、避難訓練は定期的に行われておりますか。

第9条の設備の基準の専用区域の面積及び支援の単位についての事項は、施行期日から当分の間適用しないことができるとありますので、まだ適用はしなくてもいいのですが、来年度から第二小学校の学童、第三小学校の学童において、入所対象児童を小学3年生から6年生までに拡大する方向にあると耳にしました。

第一小学校の学童は、以前から入所対象児童を6年生までとしていましたので、施設は大丈夫だと思いますが、第二小学校の学童、第三小学校の学童においては、拡大による入所児童の増加が見込まれますが、施設等の対応はどのようにされる予定でしょうか。

学童保育所は現在、保護者会に委託をされ役員数名で運営されています。会長を初め役員は仕事をしながら子育てをし、学童保育所の運営に携わり、自分たちだけではとても大変だしストレスも多いとの意見も聞いていますし、保護者会以外への委託も検討してほしいとの意見が出ている学童保育所もあると聞いています。

近隣町においても、保護者会以外の委託がほとんどです。また、志免町においても、保護者会の運営主体では、働きながら学童を運営するのは大変だからと委託先の検討が行われ、来年度からは保護者会以外への委託となるようです。保護者会以外への委託についてはどのようにお考えでしょうか。

その他条例の中にはさまざまな規定があります。第15条、職員、財産、収支及び利用者の処

遇の状況を明らかにする帳簿の整備、第16条、業務上知り得た利用者または家族の秘密の保持など、第17条、行った支援に関する利用者または保護者等からの苦情に迅速にかつ対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならないとあります。

また、21条には、事故発生時の対応についても書いてあります。

放課後児童支援員の雇用に関しても、資格のある人を見つけて雇用契約するのも、これからは大変になります。

保護者会の役員は毎年交代をします。また、現在入所申し込みのあった対象児童の審査は、保護者会役員数名で行っており、個人情報保護の観点からも、公的な窓口、例えば役場、コミュニティなどが必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

公的な窓口で入所審査、指導員の雇用、帳簿関係、トラブルの收拾はできませんか、お尋ねをいたします。

また、須恵町学童保育所運営規則の第4条3項に、運営委託に関する事項は、契約書により別に定めるとありますが、具体的な事項について、保護者会との契約書は交わしておりますでしょうか。

第6条3項の第2・第4土曜日は現在学校は休みになっているので、この規則から第2・第4の文言は外したほうがいいのではないのでしょうか。規則の見直しは行われていますか、お尋ねをいたします。

2問目ですが、先日、中学校の部活動試合のため、生徒を送迎していた車の事故により生徒がけがをしたとのニュースがありました。送迎中の事故は今までも起こっておりたびたび報道されておりますが、須恵町での部活動の送迎の現状、対策等についてお尋ねをいたします。

○議長（三角 良人） 御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） それでは、ただいま学童保育の充実につきまして御質問いただきましたので、それにつきましてお答えさせていただきたいと思います。たくさん御質問いただきましたけれども、質問の要旨に沿ってこちらのほう御回答させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の学童保育6年生までの拡大の方向性でございますが、これまで学童保育の受け入れは、児童福祉法に基づき小学4年生までを入所といたしておりました。平成27年度に始まりました子ども・子育て新制度におきまして、小学校に就学する児童となり6年生までが対象となっております。それによりまして6年生まで児童を受け入れている学童保育所も今現在ございます。

この新制度によりまして、それまでの保護者会規約を放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例に従った規約に改正いたしまして、運用していただくよう保護者会にお願いをいたしまして、現在それを使用いただいているという状況でございます。

2点目ですが、拡大により入所児童の増加が見込まれ、施設等の対応ができるのかという点につきましては、平成26年に第一学童保育が南幼稚園下の施設から第一小学校敷地内の施設に新設移転、第二学童は大幅な増員により、一時、学校施設を利用していましたので、平成27年度に増築、そして第三学童が本年、定員を超える応募があったため待機児童が出てしまいました。これを解消するため、旧第一保育所に移転できるよう現在調整をしているところでございます。

このようにそれぞれの施設は拡充をいたしておるところでございます。現在、それぞれの学童には定員に余裕が見られますので、保護者会、そして子ども教育課で工夫をしながら運用できるよう協議をいたします。

3点目の入所児童の審査につきましては、役員の目に触れることになり個人情報等の問題があるとの以前から連絡会で出ておりました。個人情報保護できるような方法で審査の仕方を保護者会を交えて考えたいと思っております。

また、審査事務、指導者雇用、会計処理等について窓口を設定できないかという点につきましては、公的機関がその業務を担うことになると、保護者会運営ではなくなるということになります。委託事業になるのではないかと思います。このことにつきましては、最後5点目の質問と同じ内容になりますので、最後にお答えさせていただきます。

4点目の運営規程はあるのかとの御質問でございますが、冒頭にお答えいたしましたように、今現在運営規程を改正いたしまして運用していただいております。

最後に、5点目の保護者会以外に委託する考えにつきましては、一つの学童保育所からの要望のみでの対応については考えておりません。保護者会運営でこれまで運営してきた実績があり、現在のところ、これを尊重したいと考えております。ある学童保育所では、現在の保護者会運営でよいとの考えもあり、委託にするには温度差があるように思います。

御質問に対し回答いたしました点を十分に考慮し、今後も運営のあり方について継続して協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） おはようございます。それでは、部活動送迎の現状はということについてお答えをさせていただきます。

部活動の試合時の送迎につきましては、中体連あるいは対外試合等に行く場合は、校外活動として学校長に届けるようになっております。それに基づいて出かけているわけでございます。

現在の中学校の部活動数は、須恵中学校が15部で344人、須恵東中学校が10部で

248人が加入しております。全生徒のうち部活動に入部している生徒の割合は、約8割加入しているということになるのではないかと思います。

部活動でも大会または対外試合に積極的に参加している部もあれば、そうでなく、校内で活動する部もあり、活動状況はまちまちとなっております。

御質問の生徒送迎の現状でございますが、生徒の送迎は、公共交通機関の利用を基本としており、教師による送迎は行っておりません。しかし、大会会場の場所、大会参加者の人数、運ぶ道具等の量によっては、貸し切りバスあるいは保護者の車を利用しております。貸し切りバスにつきましては、子ども教育課との事前協議を行い、必要と認められた場合、利用しているのが現状です。

公共交通機関を利用し、万が一けが等の事故が発生したときは、学校教育活動の一環としてみなされ、町が加入しております日本スポーツ振興センター災害共済からの給付金を受けられるということになります。

車による対外試合移動については、PTA総会やあるいは部活動保護者会において説明しています。内容的には、公的交通機関を利用すること、生徒の送迎については、安全に十分配慮をすること、そして保護者の車を送迎時使用する場合は、事故対応の任意保険の加入を勧めております。任意保険に加入していない保護者が送迎時に交通事故に遭った場合は、事故の状況にもよりますが、保護者の自動車保険ですかね、保険を使うしか方法がありません。あるいは個別に掛けていらっしゃる場合もあると思います。その場合に備え、保護者に部活動に係る事故対応の任意保険の加入をお願いしているところです。

この任意保険、スポーツ安全保険と申します。送迎時、学校管理下の場所ではこの保険はきかないんですけども、送迎した場合に事故が起こった場合に保障がきくという、年払いの保険でございます。

また、任意保険加入率につきましては7割程度となっております。残りの3割、未加入の保護者については次年度、事故等も起こっているということございますので、任意保険に加入するよう、学校を通して協力依頼を行っていきたいと考えております。強制じゃございませんので、保護者によっては、私のところはそんなと掛けんでも大丈夫とかですね、それ以外保険持っているという方もいらっしゃいますので、学校としては、こういった保険があるということを紹介して任意加入の保険を勧めているところです。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今お聞きしましたところ、中学校の部活動に関しては、任意保険の加入の協力を呼びかけるなど今後していただけるということで、また、学校のほうの保険加入



など対応ができていくということで安心をいたしました。

学童に関してでございますが、現在、非常に今の状況でいいというような回答でございました。これまでの経緯を考えてですね。しかしながら、先日、各学童保育所の会長、そしてほかの代表者の方々と会議も行われた中で、第一小学校の学童また第三小学校の学童においては、委託を希望する声が出たということも聞いております。

また、第二小学校の学童に関しましては、第一、第三が先に委託をすることによって、その内容を見て第二も委託をしたいというような声も出たということも聞いておりますが、保護者に関しましては、委託を希望する声のほうが最近では高まっているということだろうと思っております。

また、今回の条例、2年前にできた条例を見ますと、非常に細かい規定がたくさん盛り込まれておまして、本当に今会長をされている方というのは女性ばかりです。家庭に入るとお母さんということでございますが、子育てをしながら仕事も夜遅くまでされてあったりとかしながら、また学童のこういう帳簿つけ、会計の方におかれましては、第一でいいますと700万円ぐらいのお金が多分あると思うんですね、それを動かすような帳簿をつける。

また、先生等もこの規約の中で見ると、非常に先生を探すのも大変ということで、今回も2名ほどやめられるようなことの話が出ていて、先生を探すのが苦慮しているということも聞いております。

また、土曜日に関しましては、運営をしていくのができるかどうかということも今苦慮していると。先生を探す中で、土曜日まで出てくださる先生がなかなかいないということもありまして、非常に指導員を探すことが、今後ますます大変になってくると。

そういうようなこともありますし、この規定からいうと、本当に避難訓練の実施をしたり、いろんな計画を立てたり、事故が起こったときの連絡、対応したり、それと入所の審査のときも、昨年、第三小学校2名漏れたということでお話ございましたが、そのときも役員4～5名で情報は紙に書いてあるのを見て、家庭の状況が全てわかります。経済状況から家庭の家族環境。そういうものを見て、この子を入れる、入れないを保護者が審査をします。その中で、やはり自分たちがこういう情報を知っていいのだろうかというような保護者もいて、しかも毎年その保護者は変わるわけですね、役員が。毎年数名の方が各家庭の事情を知るわけです。情報は本当に公開されているようなもので、保持されているのかなということを非常に考えるところでございます。そういう状況もありますし、本当に、昔は保護者会で運営していて、それは確かに須恵町に関しましては保護者会から学童をつくってくれということの提案があって、そして町がのってつくったという経緯等もございますし、これまでうまくいっていたということも確かだろうと思えます。

しかし、社会の流れの中で、本当に大変な状況が生まれていることも事実でありますし、今回

このような子育て支援制度、新制度ができて、さまざまな条例で縛りができてきております。それを全て本当にやるとしたら、果たしてこれを保護者会がやれるのだろうか。私が数点質問をさせていただきました。できていますかと。避難訓練とか。いろんなことを今質問しましたが、課長のほうからは回答をいただいておりますので、もう一遍、細かい内容、条例の内容なので、内容等は全てわかってあると思います。その細かいことはほとんどできてないんじゃないかなろうかと私は思っておるところでございますが、それを今後保護者会の中でやっていってくれというのは本当に無理だろうと思っております。

そんな中で、やはりこれではトラブル等があったとこの窓口もつくれということでございますが、トラブルが、日常茶飯事、ある程度トラブルはお聞きになっていると思いますが、それを保護者会の役員が、本当に窓口になって対応できるのだろうか。この条例のとおりやれば、本当に大変なことになるんじゃないかなろうかと。そこで委託も検討してほしいという保護者の声が出てきたんじゃないかなろうかと思っております。委託が無理なら、せめてできるところを公的なところでやらしてもらえないだろうかということでの提案でございますが、その辺も検討を今後できるのかできないのかということと。

もう一点、今度から現実的に小学校6年生まで拡大をされるわけでございますが、第一小は今まで拡大されてたので、余りふえるという可能性はないので、今の施設で十分だと思いますが、三小に関しましては、隣の前あった施設に移動するというので、ここも確保はできていると思います。第二小に関しましては、今までの4年生まででもちょっと人数が急激にふえて、新しいところを新設ということが今まで起こっております。これでまた6年生までということになりますと、今の3分の1ぐらいの数はふえていくんじゃないかなろうかと。今年度一気にふえなくても、今の4年生が5年生に上がるときにその数、また6年生に上がるときにはそのプラスアルファということで、この2年間でまたふえていくということは予想されるのでございます。二小の場合、空き教室もなかなかないということで、非常に施設的には厳しい面があるんじゃないかなろうかと思うところでございますが。来年度からはすぐに起こりますので、その施設等、また先生の確保等、こういう厳しい規則、支援員という制度が設けられましたので、その辺も保護者で見つけるのは厳しいということであれば、役場のほうがある程度の力になっていただきたいと思いますし、この条例の中には町長の勧告ということができるとか、町が今後管理指導を行うという状況の厳しいこともうたってあって、町がある程度のことを主体的にやっていかないといけないのかなと思っておりますので、その辺をお答えください。

○議長（三角 良人） 避難訓練とか消火活動の件については、第14条に定めてあります。いつの条例。

○議員（14番 今村 桂子） 条例の細かいところには定めてありますが、規定の中には、14条

には規定しないといけないんじゃないかという内容です。

○議長（三角 良人） 訓練がされているかどうか質問したでしょ。今。それは14条の中に入っていますかって聞きよる。

○議員（14番 今村 桂子） 14条には規定は定められていませんが、14条の規定の中には盛り込まれないといけない内容だとは思いますが。

○議長（三角 良人） それ入っているって言ってなかった。どこかで、質問のときに。そうじゃないと、通告にないからね。

○議員（14番 今村 桂子） 14条では、緊急時等における対応方法というのが入っております。

○議長（三角 良人） 答弁どなたか。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 言いましたように、質問の内容から逸脱したようなことがありますので、担当のほうでは回答を用意してないということでございます。いずれにしても、子ども教育課のほうに聞いていただければ、全てこれは解決することであるので、よろしく願いいたします。

それと保護者に委託をして、子どもの教育について保護者が全然かかわらないというのは、いわゆる人頼みの子ども育てであって、やっぱり我が子は我が子で見えるように。幾ら忙しかつても、どういうことがあっても、子どもの教育とか子どもの育て方というのは、親がかかわらなければならないと、そういう部分で保護者がかかわると。それを今保護者に任せており過ぎるから、若干行政がバックアップしてほしいということであれば、それは子ども教育課のほうに言わせて、そういった指導員の問題とかいろいろな問題についてバックアップをしてほしいというふうなことを言います。しかしながら、子どもの育て方、子どもの教育について、親が何もかかわらないというのは、無責任過ぎると思います。子どもを育てる、我が子を育てるわけですから、自分で責任を持つというのが第一義であるというふうに思いますので、そこに保護者会というのが入っておるということ、本町はあえてやっておるわけでございますので、了解してほしいと思います。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 逸脱しているということでございますが、第14条を見ていただきますと非常に細かい規定がございます。全てがこの内容に入ってます。例えば事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数また職務の内容、開所している日時、時間、支援の内容及び当該支援の提供による利用者の保護者が支払うべき額、定員、通常の事業の実施地域、それから留意事項とか緊急時等における対応方法、非常災害とその他事業の運営に関する重要な事項とか、全てこの事項で規定を定めておかなければならない内容について、私はほかの条項を入れて質問

いたしました。全てこの15条にしても、16条にしても、17条にしても、全てこの規程の中で規定をしておかないといけないことなんですね。そして、契約を交わすということになりますね。その内容について、規則において、その保護者会と契約をすると。その中でこの規定は全て行っておかなければならないことですが、それを条例で、別の項目で私は言いましたが、この全て14条に入っているわけです。だから、内容としてはこの14条の中でやっとならないといけないことをやっていますかというふうに質問をいたしました。

そして、保護者会に全て任せるといふ、親が子育てをするのはもちろん当たり前です。そしてその働いている部分で何らかのお手伝いといふか、それを役場側がやっていたらということも十分承知しております。そして全てを親が丸投げしているわけではありません。確かに親が今、保護者会が運営をしております。そしてその中でさまざまな課題といひますか大変な部分が出てきると。そこを何とか肩代わりしてもらえないかといふことを言っているわけでありまして、ほかの第三者、第三者といひますか、保護者会以外に委託をしているところであっても、保護者会といふのは存在しており、今のPTAみたいな役割でかかわっているといふふうに私は思っております。そして、今の学童は全て保護者会の運営で行っているのです、この条例ができた2年前から、町がある程度かかわるといふことが、町長の勧告義務とか、それから指導とか監督をするような義務、町が主体になるということもある程度今度盛り込まれてきているので、その中で何とか保護者が大変な部分、この条例をつくったのは町です。この条例を全て保護者会にやれといひった場合、大変じゃないでしょうかといふことを私は申し上げたいと思っております。

この条例を全てやるというのであれば、ある程度の窓口をコミュニティなり役場なりにつくっていただきたい。これはこの法律ができたときに委員会の中でも、課長とか課の方たちと一緒にうちの委員会でも話し合いをしましたが、できてないので今回私は一般質問をさせていただきました。多分、課長のほうに聞けば現状はわかると思いますが、改革はできないと思ひます。

そこでやはりある程度役場のほうでできることをやっていたらきたい。全てこの条例の中身を保護者会に委託するのは無理ではなからうかと。確かに保護者会以外に委託するといふことが無理であれば、できるところはやっていたらきたい。例えば先ほど言われましたように、秘密保持といふのは、本当に保護者の方たちは、家庭の全ての情報を知ってしまうわけです。例えば役場であれば、転入してきた人の情報も言えないといふようなことであれば、その秘密保持、情報の保護といふのはどこにあるんだらうかと思ひます。それであれば、役場のある程度公的な機関が、入所できるかどうかといふところは検討していただきたいと思ひます。やはり情報といふのは、情報保護といふのは、そういうところにあるんじやなからうかと思ひますので、その辺は本当にお願いをしたいと思ひるところでございます。そしてある程度のこの14条に規定されてある避難訓練等もやはり行っていくといふのが義務でありますので、この辺も役場のほうがある程度

の指導をしていただいていたと思いますし、本当に大変な部分というのがたくさんあります。運営規則に関する契約書等も交わされているとは思いますが、その中でも、こんなに条例が変わったことを、多分、学童の方たちって知ってるのかなと。こんだけのことをしないといけない条例になったんだよということをちゃんと話し合いを役場とされたのかなということをお聞きしたい部分です。もしされているということであれば、学童の方たちもこういうことをこれからはしていかないといけないということもわかると思いますし、それに関してできない部分は役場に協力を求めると思います。

やはり須恵町は子育てしたい町にしたいということであれば、ある程度の協力というのは、今後必要になってくると思いますので、14条にすることができているのかどうか。そして、今後その情報に対する窓口というのをつくっていただけるかどうか、委託はしないにしても、その辺のことをもう1回お聞きして私の質問を終わりますので、御回答をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 言われたことは、14条はそれについては義務的行為ですから、設置者、いわゆる町ですね、あくまでもそれは踏襲をせないかと、実行せないかとということですから、やってるといふ私は前提に立ってものを言っているわけで。それは避難訓練だとか、それはやっていますよね。やってない、今。以前はやっておりました。私が担当しておるときは避難訓練もやっておりました。

それともう1点は、要するに設置義務、その設置義務のところを保護者に丸投げしているわけじゃないわけですので、保護者に委託している部分というのはその設置規則の中の一部ですから、全てに例えば避難訓練だとか、そりゃ保護者がおれば一緒に入ってそれをやらなければならないということにはなってしまうでしょうが、そうじゃなくて、それについては消防とか、あるいは教育委員会が中心となって避難訓練をやると。それから指導員のあれにしても、保護者のほうで見つかりませんと言えども教育委員会は当然するわけでございまして、それまで逃げているというような状況じゃありませんし。

それから3つの留守家庭児童のあれがありますが、近隣町では須恵町が一番古いわけで、待機児童。健康会館というのがあった時代からやっておったわけでございますので、その歴史というのは須恵町が一番古いものを知っておるというような状況でございますので。

それから保護者の3保護者と教育委員会と連絡協議会というのはつくっておるわけでございますので、その中で保護者のほうで情報を流していただければ教育委員会のほうで対応していくと。そういう組織はあるわけでございますので、全然その組織がなくて丸投げをしておるといふ状況のように聞き受けるわけでございますので、そうじゃなくて、町は放課後の見守りの人がいないという子どもたちも大事だから守っていこうと。特に今その障害者の分も一般とは離し

たほうがいいよというような状況で、私は一緒のほうがいいと思うんですけども、その障害児の留守家庭のほうもうち単独でやっておるわけでございますので、そういった面についてはこういうところでどうだということじゃなくて、もう副議長してあるわけですから行って教育委員会の指導をしていただくとか、尋ねるとか、そのことで済むわけでしょ。この問題については。誰かがこう言っていると。誰かが言っているんじゃないくて、確かに1と3は委託がいいよと、2は委託しなくて保護者会がいいよというような意見も出て、2は確かに多いから役員も順番で回って来てもされる状況にあるわけでしょうからされるんでしょうけども、そういったもろもろの実情があったり、もろもろの考え方があったりしますので、その3つを1つにまとめようとすれば時間がかかるわけでございますので、その辺は理解していただいてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議員（14番 今村 桂子） 組織、町議会の中でその意見は出ています。会議の中で出ています。

○議長（三角 良人） 町長、個人情報の漏えいを一番、その辺をどうするかの話で組織をどうのこのと、そっちをきちんと答えて。

○町長（中嶋 裕史） その辺は検討していきながら行政のほうでやると。そのかわり厳しい条件になってきます。例えば100人の定員で、102～3人であれば保護者会がそうすれば、ときたま休む人もおるからそれでいいよと、102～3人まではいいよ。行政がやれば100人は100人で切ってしまうわけですよ。そうすると待機が必ず出てしまうと。何人か。1人であっても2人であっても。その辺はやっぱ保護者会のほうでやっていただければ、いやもう1人、2人は何とか大目に見てやろうとか、6年生の子が、一小については歴史がありますから、4年生までのあれでありますけれども、すぐ5年生になったからだめよということじゃなくて、それを6年生まで延ばしていった経緯があるわけです。ほかのところはもう4年生まででやっておりましたので、5年、6年は打ち切って入れてなかったと。それを今回5年生も6年生も入れないかんという状況の中で延びておりますので、そういうことでございますが、要は個人情報の問題があればその内申書といいますか、申込書の中に書く項目を減らすとか、あるいはそれはそのままにして、必要だから、そして行政のほうで見ると。しかし、それについては指導員か保護者会の役員の方には個人的な情報であっても知っていただかなければならないと。例えば、何ていうかな、病気、多動性とかそういう問題行動を若干持つておるよということは個人情報であっても知らせなければならぬという部分がありますので、それは知らせるといような、そして保護者のほう、あるいは指導員については守秘義務を守るということを徹底してもらわなければならないと。それは知り得た秘密ですから、ずっと先になってもそれは絶対守らないかん、公務員でもそうです。だからそういう状況でありますので、そのときは公務員というかたや肩書に変わ

って、嘱託であろうと臨時であろうと公務員である以上は、公務の仕事をしておれば公務員というその考え方を持ってやっていただくというふうなことはしなければならない。個人情報については、今子ども教育課のほうでしておりますので、それについては改めるとかいうふうなことも含めて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（14番 今村 桂子） 済みません、第二小の件がまだお答えいただいてません。

○議長（三角 良人） 二小の増築したでしょ、今度。それでもまだ足らんとですか。その辺です。それをちょっと答えて。子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） ただいま第二小学校の学童保育所につきましては、27年度ですか、増築いたしまして、定員が127名となっております。今現在入所者が122名ということで、若干の余裕はある状況にはございます。そういったところで今後のその運用について、保護者会と一緒に子ども教育課のほうで協議をしながら運用について進めていきたいというところで、今回このようなお話をさせていただいているところであります。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 127人もおるわけですので、1人、2人の指導員で見守りをしようとしても、そら保育所でも40人の専門家がおって40人の定員ですから、35人ですか、だからもう大変なことと思うわけです。そして放課後ですから、もうどこでも遊ぶわけでございますが、教室に入れて授業のようなことをやっておればいいけど、宿題はしなさいということでさせますけれども、だから相当大変なことになる。ただピークが、平成31年ぐらいがピークになりますので、それからは徐々に生徒数は減りますが、留守家庭児童はふえるかもわかりませんが、その辺が定かな数値は持っておりませんが、確かに生徒が減ってまいりますので、その辺では対応できるんじゃないかと。27年に増築してまた増築っていうのはちょっと難しい問題がありますし、増築する場合はもう別途にして第二学童保育所の第2弾を別途でもう1つつくると。だから3つの学校で4つの放課後児童の部屋を設けなければならないと、そういうふうなことも考えております。これは29年度、30年度申し出によって、生徒数はわかりますけれども申し込みほどの程度来るかわかりませんので、ちょっとそれは今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議員（14番 今村 桂子） じゃあ受け入れると、一応申し込みがあつたら受け入れるということですね。人数がちょっとふえたんですね。わかりました。

いろいろ検討事項が多いと思いますが、やはり須恵町は子育てしてよかったと思えるまちづくりをしていただきたいと日ごろから思っておりますので、働くお母さんたち、また子どもたちが放課後も安心安全で暮らせる、そういう学童づくりをよろしく願いいたします。まだ整備されていないところに関しましては、また個別に聞きに行きますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。休憩に入ります。

午前9時56分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。9番議員、田原重美です。通告にのっとり質問させていただきます。

須恵川の河川敷の質問をしようとしたところ、過去に柴田議員、合屋議員、藤石議員の先輩議員の質問がありましたので、三角議長より先輩議員の質問内容を参考にしながら、ダブらないように質問をさせていただきます。

須恵川の路肩に透水性アスファルトの散歩道設置を。

須恵町には雄大な若杉山があり、麓には須恵川が横断し、四季折々の風景を見せてくれます。佐谷区では春に見事な桜が咲き乱れ、多くの観光客の目を和ませています。

現在、須恵川の川岸には木や枝が茂り、死角も生じています。伐採が必要と考えますが、対応は。

また、兩岸の路肩を利用して散歩道を設置すれば、多くの町民の方の健康に役立つのではないのでしょうか。足にやさしく水はけのよい透水性アスファルトの散歩道であれば、佐谷区の方から乙植木区の方まで多くの利用で、須恵川の兩岸に人、人、人の波が押し寄せ、町の話題となり、町が推進しているオアシス運動を広げることできると思います。

須恵川右岸の説明です。一ノ瀬橋を渡り、観音谷川から白石橋までおよそ108メートル、草少しく舗装は必要です。明永寺駐車場より、水辺公園までおよそ200メートル、舗装が必要です。水辺公園より中島橋まで205メートル、舗装が必要です。高宮橋より宝満堂外側およそ300メートル、草は多く舗装が必要です。途中にぬかるみが少しあります。熊本橋の先の須恵区の南川内までおよそ158メートル、草は少しですが舗装が必要です。JR須恵踏切先から旅石橋までおよそ250メートル、草は少しく舗装が必要です。新旅石橋より川原橋まで途中およそ200メートル、草は少しく舗装が必要です。川原橋より高速下をくぐって新貝橋まで舗装済



みです。

須恵川左岸の説明です。一ノ瀬橋より水辺公園の手前まで民家と川岸の区別がつかなく、通行不可です。高宮橋より上須恵高宮組合までおよそ194メートル、草は少しで舗装が必要です。その先の、上須恵橋までの320メートル、裏は竹や木が大きくなって伐採舗装が必要です。熊本橋からその先古宮橋までの400メートル、草は少しで舗装が必要です。古宮橋より50メートル先まで舗装済み。その先、筑紫野～古賀線沿いの新須恵橋まで竹や木が多く茂って、およそ202メートル舗装が必要です。新須恵橋から須恵橋までおよそ128メートル、草は少しで舗装が必要です。須恵橋沿いも川岸いっぱい堀があつて通行不可となっています。須恵橋より下の橋前までも同様、通行不可となっています。下の橋からJR線路まで舗装済みです。JR鉄橋より旅石橋までおよそ300メートル、竹や草は少しですが舗装が必要です。新旅石橋から旅石裏の外側の川原橋までおよそ325メートル、草は少しですが舗装は必要です。川原橋から高速下を75メートルほど舗装済み。その先からポンプ小屋までおよそ225メートルほど草が伸びすぎ、多く茂っています。舗装が必要です。ポンプ小屋から先は粕屋町の管理となっていますが、新貝橋までおよそ225メートル、木や葛が多く、須恵町のほうで一緒に伐採していただいたら、さぞやすっきりして安心安全につながると思います。

なお、重要なことがございます。河川敷の草刈り、木の伐採をしていただく場合には、死角をつくらないように川の両岸が見えるように注意していただく必要があります。宝満堂の外側の草刈り、須恵区の新須恵橋まで行く筑紫野～古賀線の沿線の木の伐採、旅石区の竹やぶを少し低めに刈っていただいて、川原橋からポンプ小屋までの草の刈りこみ、ポンプ小屋から粕屋町分路、新貝橋までの木や葛の刈りこみもしていただいたら河川敷の見晴らしがよくて利用しやすくなります。皆様に利用していただく最低条件は、安心安全がモットーであります。須恵川の両岸が見えることによって、町民の皆様が安心安全の散歩道の利用ができてよかったと言える散歩道の完成を願うものです。

町の体協サークルでは、4月に須恵川一斉清掃を行っています。川の中はもちろん、河川敷も含めて空き缶、ごみの回収も行っています。

過去の先輩議員の質問に、町長の答弁では、行政任せでなく、官と民が協働して参画しながら進めていく。そのためには行政が計画を立てて、そして県のほうに生活道として許可を得る。そして舗装するのか、あるいは砂利道によって、あるいはタイヤのチップの舗装といたしますか、そういうことが今あるようです。そして、そこには車が通れない遊歩道にするとか、事前に明確に計画をする必要があります。行政と体協、コミュニティの関係者で会議をしていただき、その後体協、コミュニティのサークルを使って町民も含んだボランティアを利用して、木の伐採、草刈りなどをしていただき、町の予算は少なくして砂利と地盤の一部、水はけの悪いところなどに透水

性アスファルトの設置をしていただくよう願います。町民みずから汗を流して整備すれば、なお愛着がわき、隣近所の方々と河川敷を利用しての散歩者がふえるのではないのでしょうか。

2 問目です。

アザレアホールのトイレの洋式化の計画は。

平成25年9月の一般質問で、アザレアホールのトイレの改善についてお尋ねしました。町長の答弁では、平成28年度に1階部分を和式から洋式に改善する計画をするとのことでしたが、進んでいますか。今後のスケジュールをお聞きいたします。よろしく願います。

○議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） お答えをさせていただきます。

須恵川2級河川に指定され、管理につきましては福岡県において維持管理されております。

河川敷の管理道路につきましては、河川法のもと河川区域の土地の占用許可により町道認定し、工作物の新築等の許可を得た上で生活道路として必要最小限の範囲で舗装の整備を行っております。

御質問の河川敷地内木々による死角、交通への支障となるものにつきましては、町において伐採等を行い、対処しておるところでございます。

また、除草につきましては、地域の環境美化作業及び町による草刈り等をあわせて行っているところございまして、認定道路区域から外れた河川堤防につきましては、管理者である福岡県に要望を行っているところでございます。

次に、河川敷を利用いたしました散歩道の設置でございますが、過去に議員仰せのとおり3回ほど御質問があっており、近年では平成26年3月議会において須恵川ウォーキングロード構想と題して今回と同じような提案がありました。同じようなお答えになるかと思いますが、冒頭申し上げましたとおり河川法の縛りがあり、生活圏以外の連続的な縦断占用につきましては、治水上許可が認められないことが多く、国が管理します1級河川高規格堤防特別区域、いわゆる土でできた緩やかな勾配を持った幅の広い堤防につきましては、高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺する恐れのない工作物の新築、または改築については許可を要しないということにされておりますが、須恵川は2級河川であり、御提案の透水性舗装につきましては、舗装面の強度等を考慮しますと人や自転車以外の通行には不向きで、舗装の路盤下、路盤の下です、にはフィルター素材等を施工し、地中へ雨水を浸透させることから、河川堤体保護の観点から許可をされるのがなかなか難しいと考えております。

また、現在町道認定し、通常的生活道路となっているところにつきましては、狭隘な道路の中で人と車が離合することとなると危険性もございまして、河川敷を利用した散歩道設置は非常に難しいと考えておりますが、町道認定した未舗装の箇所につきましては、現在、これは佐谷地

区になりますが、河川占用協議を申請いたしております。協議が整い次第、一般舗装規格による整備を行うことといたしております。

今後も生活道路として利用されている箇所につきましては、年次計画を立てて、許可対象の範囲内において舗装整備を進めてまいります。

議員御質問の中にありました足に負担がかかりにくいという舗装からしますと、ゴムチップとウレタン樹脂系を混ぜた舗装材がございますが、これにつきましても耐久面、車がそこを通るといことになればなかなか耐久性と費用の面からかなりかかってくるんじゃないかなろうかと思っておりますので、今申し上げました一般舗装としての生活道の一般舗装基準にのっとり県と許可申請を行いながら整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） アザレアのトイレの件でございますが、この件につきましては多分28年度ぐらいの当初計画の中では上がっておったと。これが関係利用者会議をしますと一言も出て来ないわけです、トイレの改修が。だからどんどんどんどん遅れていくわけです。だから今の計画では31年にしたいと。27年、28年に空調の工事をしましたので、空調が約1億円ぐらいかかりましたので、ちょっと金額が大きいということで2カ年にまたがってやりましたので、それによってまた1年ずれたというようなこともあります。そしてホワイエ、あるいは各研修室の部屋の照度ですね、電気。これをLEDに変えてほしいと。それは照度が暗いということですから、変えるときに照度を明るくしてLEDに変えるということが先に上がってまいりましたので、現時点での計画は31年、そんな全然しないということじゃないわけですが、緊急性のある要望から先にいっておりますので、28年で予定しておりましたのが3年ぐらい遅れていくというような、ホワイエの電気、それから空調が2カ年にまたがったということで遅れていくというふうなことでなっております。以上です。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 安河内課長さんから答弁がありましたが、全部が全部今言うところを舗装するっちゃんないですね。特に宝満堂の横やらの草が生えとるとことか、例えば南川内のとこやらはもうさっちなでもいいとですよ、あそこあたりは。一応してもろうたほうが一番いいばって、予算がないならね、一番大事な木や伐採せないかんとこがありましようが。例えば高宮組合から上須恵橋までとか、古宮橋から新須恵橋の下まで行くあの通りです。あそこあたりがもう特に木が生い茂っとうけえですね、刈っていただいて皆さんが利用してもろうたらアスファルトで砂利敷いただけでもいけることはいけると思えます。

ほいでまた最後になんですが、川原橋から新貝橋まで行くとこですね、粕屋町にまたがってお

りますばってあそこがもうごまかないですよ。木やら葛が多く茂って、そやけあそこをすっきりしてもろうたら新本号の方も景色がよかろうと思うんで。そやけ一応そげなふうでできるだけ、これには体協やらコミュニティがありますけ、それば使うてですね、もうお金かからんごと、とりあえず木の伐採だけでも先にしてもろうたら皆さんが利用しやすくなるっちなかろうかと思うて。

アザレアホールのトイレの問題ですが、老人クラブの役員の方からどうしても年寄りがみんな足が弱るとるけえですね、一応トイレの洋式化に発言してくれんやろうかって言われましたのでお話したぐらいでございます。そやけ私どもは大丈夫ですが、年取った方が利用する場合はどうもそうやって足腰が弱とうけんね、トイレの洋式化に努めてほしいということをお伺いしております。

次、最後になります。体協やらコミュニティを使うてできるだけ早く散歩道の整備だけにしてもろうて、もうお金のかかるアスファルトやらはしなくても砂利などを敷いてからできるだけ早めにしていただきますように、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 極力ですね、見通しが悪い木、佐谷のスポーツ公園に行くところのけやきなんかはもうばっさり切って、徐々にはしておりますが、管理が県ですので一応県に伺いを立てて、ほいでうちがしますがということで、そのことによってずれていったり、あるいは県もその業者がずっともうおるわけです。造園屋というか切っていく人たちの。だからその人たちの短期的な問題があつて、その人たちの仕事を取っちゃいかんし、その人たちにしてもらわないかん。そしたらその人たちのその時期がどうしてもずれていくような状況がありまして、極力こっちの要望を満たすように県の土木事務所のほうには要望していきたいというふうに思っております。

それからトイレの件でございますけれども、もうちょっと声を大きく張り上げてお年寄りの方に言うていただきたいと。教育委員会のほうに聞きますと、いや全然話に出てこんですもんねって言うけん、お年寄りの方が会議の中に出てないっちなかなとそういうことも考えられますので、それはもう頭の中に入れております、31年度に。アザレアの1階には、男性の場合が1基しかありませんし、女性の場合は4基ぐらいしかありませんよ。だからもう今はほとんど洋式で、今和式で子どもたちもしきれないというような状況がありますので、頭の中には入れておきます。よろしく申し上げます。

○議員（9番 田原 重美） よろしく申し上げます。ちょっと最後にいいですか。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 私途中で言いましたが、行政が計画を立てて、それで県のほうに生活道としての許可を得てもらおうと、それを早急にしていただいたら、その後にコミュニティとか

体育協会で話してもろうて、兵隊さんがいっぱいおりますので、仕事しますので、よろしくお願  
いします。これで終わります。

.....

○議長（三角 良人） 1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。議席番号1番、日本共産党の児玉求です。

就学援助制度の入学準備金の3月支給について一般質問いたします。

6月定例会で安河内教育長は、対象者は課税所得250万円以下、小中学生445名と答弁さ  
れました。福岡市に続き、北九州でも2017年度から就学援助入学準備金が3月に支給するこ  
とが決定いたしました。中嶋町長は、2年前の課税情報での判定になるため問題もあるが、でき  
る方向で考えればできる、町長会で議題とすると答弁をされました。

子どもの貧困が深刻になる中、就学援助を受給するのは要保護者と準要保護者の児童生徒でも  
あります。

入学準備費の国の支給基準は、実際にかかわる費用と比べても少ない額となっております。

新日本婦人の会の調べでは、小学校入学、実際平均であります5万4,540円、国の基準  
としましては2万470円、我が町としては1万8,420円です。中学校入学、実際平均であ  
ります7万8,492円、国の基準は2万3,550円です。我が町は2万1,200円になっ  
ております。それが必要なときに支給されない。保護者は大変であります。まず我が町から3月  
前倒しし、支給を実現していただきたい。中嶋町長の答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 前にも質問を受けておったわけでございます。質問があったからというこ  
とじゃありませんが、29年度3月支給で実施してまいります。以上です。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） よろしくお願いたします。以上で終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

.....

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を10時45分に開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は12月9日、午前10時から行います。本日はこれにて散会します。

午前10時34分散会

.....